

令和6年 恵庭市議会第2回定例会議事日程表（7月3日）

1. 日 程

日程	議案番号	件名	摘要
30	審査報告第1号	総務文教常任委員会付託案件審査報告 陳情第4号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情	
31	審査報告第2号	厚生消防常任委員会付託案件審査報告 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書 陳情第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金の引き上げを求める陳情	
32	審査報告第3号	経済建設常任委員会付託案件審査報告 議案第5号 恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部改正について 議案第12号 市道の変更について 陳情第2号 「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情	
33	議案第17号	財産の取得について	即決
34	議案第18号	財産の取得について	〃
35	議案第19号	令和6年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）	〃
36	意見案第2号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書	〃
37	意見案第3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	〃
38	意見案第4号	2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書	〃
39	意見案第5号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書	〃
40	意見案第6号	義務教育費国庫負担制度負担率1／2への復元、教育予算拡充に向けた意見書	〃
41	意見案第7号	2024年度北海道最低賃金改正と中小企業に対する支援の充実を求める意見書	〃
42		閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査について	

審査報告第 1 号

総務文教常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和 6 年 7 月 3 日

総務文教常任委員会委員長 小 橋 薫

恵庭市議会議長 長 谷 文 子 様

1. 審査の結果

- (1) 陳情第 4 号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情

本案件は、さらに審査の必要があるため、継続審査としたいので承認を願います。

審査報告第2号

厚生消防常任委員会付託案件審査報告

第1回定例会及び本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和6年7月3日

厚生消防常任委員会委員長 宮 利 徳

恵庭市議会議長 長 谷 文 子 様

1. 審査の結果

(1) 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書

本案件は、採択すべきものと決定したので報告します。

(2) 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

(3) 陳情第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金の引き上げを求める陳情

本各案件は、不採択とすべきものと決定したので報告します。

審査報告第 3 号

経済建設常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和 6 年 7 月 3 日

経済建設常任委員会委員長 武 藤 光 一

恵庭市議会議長 長 谷 文 子 様

1. 審査の結果

- (1) 議案第 5 号 恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部改正について
- (2) 議案第 12 号 市道の変更について

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

- (3) 陳情第 2 号 「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情

本案件は、不採択とすべきものと決定したので報告します。

意見案第 2 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和 6 年 7 月 3 日提出

恵庭市議会議員 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一
市 川 慎 二 前 田 孝 雄

(案 文)

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの 2 種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への

情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、共生社会担当大臣 宛各
通

意見案第3号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和6年7月3日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 武藤光一 市川慎二
前田孝雄 野沢宏紀

(案文)

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の推進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 宛各通

意見案第4号

2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和6年7月3日提出

恵庭市議会議員 武藤光一 市川慎二 前田孝雄
野沢宏紀 柏野大介

(案文)

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任

用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 9 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画） 宛
各通

意見案第 5 号

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和 6 年 7 月 3 日提出

恵庭市議会議員 市 川 慎 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀
柏 野 大 介 武 藤 光 一

(案 文)

現在、わが国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診は実施が義務付けられているものの、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患健診や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務付けがされておらず、成人期以降の受診体制は充分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持、増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生 100 年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受信後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患

の発症や再発、重症化予防のため、ひいては全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛各通

意見案第 6 号

義務教育費国庫負担制度負担率 1／2 への復元、教育予算拡充に向けた意見書

本事項の実現について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和 6 年 7 月 3 日提出

恵庭市議会議員 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一
市 川 慎 二 前 田 孝 雄

(案 文)

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1／2 から 1／3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1／2 へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における 35 人学級実現のための教職員定数改善が定年引上げに伴う特例定員を除くと 5,660 人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより 8,326 人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

23 年 12 月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.96%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.45%（5.4 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では、給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1／2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1／2に復元されるよう要請します。
- 2 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減に向け、教育予算の拡充を行うよう要請します。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）宛各通

意見案第7号

2024年度北海道最低賃金改正と中小企業に対する支援の充実を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和6年7月3日提出

恵庭市議会議員 新岡 知恵 武藤 光一 市川 慎二
前田 孝雄 野沢 宏紀

(案文)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。

昨年、北海道地域最低賃金が40円引き上がりましたが、その一方で道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回「新しい資本主義実現会議」において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を適正な賃金に引き上げること。

- 2 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の適正な賃金への引き上げを図ること。
- 3 中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月3日

北海道恵庭市議会

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長 宛各通

閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

令和6年7月3日

委 員 会 名	調 査 事 項	理 由
総務文教常任委員会	1. 市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画について 2. 学校給食について	さらに精査を 必要とするため
厚生消防常任委員会	1. スポーツ振興について 2. 子育て支援について	〃
経済建設常任委員会	1. 観光振興について（恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど について・恵庭花とくらし展について） 2. 作況調査について	〃
議 会 運 営 委 員 会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項につ いて 3. 議長の諮問に関する事項について	〃